

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三七〇
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 三七七
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三八〇

告 示

福島県告示第四百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年七月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）テックランドNew会津若松店 福島県会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二番一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年七月二十六日から同年八月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく

り課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町多々石字鎧ヶ沢八一八の二
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町浜野字滝沢九六六の二
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町浜野字井戸沢九四三の三
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一四の三、字上ノ原一の一、四の一
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字高久保二四四九、二四五〇、二四六三の一、二四六三の六〇から二四六三の六七まで、二四六四から二四七〇まで
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字高久保二四五七、二四六三の二一から二四六三の三〇ま

- で、二四六三の六八、二四六三の六九
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町白沢字阿多根一四二一の二、一四二二の二
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町耻風字鬼丸山六六一の一
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町青柳字入山一四一五の一〇
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町古町字高久保二四五一から二四五六まで、二四六三の一、二四六三のロ、二四六三の二〇まで、二四六三の五八、二四六三の五九、二四六三の八〇から二四六三の九三まで、二四七一から二四八一まで、字小沼尻二〇九〇

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字松原字下沢一八の一、一九の一、二〇の一、一一四の一四

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字川井字下仲ノ原一四〇五の一から一四〇五の四まで、一四〇六の一から一四〇六の四まで、一四〇七、一四〇八の一、一四〇八の二、一四〇九の一、一四〇九の二、一四一〇の一、二七一〇の一から二七一〇の三まで

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字浅岐字滝尻八五一の九

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字西方字中小和瀬五三四六の二

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

51 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字名入字戸板平五〇五七の一、五〇五七の二
保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字宮下字山中二二三三の二、二三三三の一から二三三三の二三
まで

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年七月二十六日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

西白河郡西郷村大字鶴生字河内の一の三、一の四、一の六から一の一一まで、一の一六、一の三六、一の四八から一の五〇まで

- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和六年七月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
入山3号

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する一点から十六点までを順次結んだ線及び十六点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

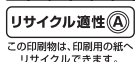
- 一四三番一三 一点 北緯三七度〇一分四五秒四五五
- 一四四番 二点 東経一四〇度四九分五〇秒三四五六
- 一四三番九 三点 北緯三七度〇一分四五秒五四八五
- 一四三番九 四點 東経一四〇度四九分四九秒八八〇三
- 一四二番一 五點 北緯三七度〇一分四六秒七八二八
- 一四二番一 六點 東経一四〇度四九分四九秒六八五三

- 一四二番一 四點 北緯三七度〇一分四七秒三九八二
- 一四二番一 五點 東経一四〇度四九分五〇秒一一〇
- 一四二番一 六點 北緯三七度〇一分四七秒七六〇七
- 一四二番一 七點 東経一四〇度四九分五一秒八八三〇
- 一四二番一 八點 北緯三七度〇一分四七秒六八五五
- 一四二番一 九點 東経一四〇度四九分五二秒五三七三

一四二番三	七点	北緯三七度〇一分四八秒〇〇三五
一四二番三	八点	東経一四〇度四九分五四秒八二一六
一四二番三	九点	北緯三七度〇一分四七秒七五三〇
一四二番三	十点	東経一四〇度四九分五五秒〇七四三
一四二番三	十一点	北緯三七度〇一分四六秒七八一五
一四二番三	十二点	東経一四〇度四九分五五秒四七九二
一四二番三	十三点	北緯三七度〇一分四六秒六七七三
一四二番四	十四点	東経一四〇度四九分五五秒四二四一
一四二番四	十五点	北緯三七度〇一分四六秒四九一二
一四二番四	十六点	東経一四〇度四九分五五秒四五二七
一四二番五	十七点	北緯三七度〇一分四六秒六〇三八
一四二番五	十八点	東経一四〇度四九分五五秒一一一三
一四二番五	十九点	北緯三七度〇一分四六秒二八八一
一四二番五	二十点	東経一四〇度四九分五四秒四五三五
一四二番五	二十一点	北緯三七度〇一分四六秒五五六五
一四二番五	二十二点	東経一四〇度四九分五四秒〇二六五
一四二番五	二十三点	北緯三七度〇一分四六秒二一二五
一四二番五	二十四点	東経一四〇度四九分五五秒〇〇三八
一四二番五	二十五点	北緯三七度〇一分四六秒三八五二
一四二番五	二十六点	東経一四〇度四九分五二秒三三二六
二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称		
石名坂		
2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示		
点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域		
いわき市平鎌田石名坂		
一一七番	一点	北緯三七度〇三分四二秒二二五六
一五七番	二点	東経一四〇度五四分二八秒五九三六
一五七番	二点	北緯三七度〇三分四二秒四〇六一
一五七番	二点	東経一四〇度五四分二八秒七七二三
一五七番	二点	北緯三七度〇三分四二秒一二三三
一五七番	二点	東経一四〇度五四分二八秒九六九二
一五九番	二点	北緯三七度〇三分四二秒六八三一
一六〇番	二点	東経一四〇度五四分二〇秒五五〇四
一六一番	二点	北緯三七度〇三分四二秒九五九七
一六一番	二点	東経一四〇度五四分二一秒六五五〇
一六一番	二点	北緯三七度〇三分四二秒六六七二
一六一番	二点	東経一四〇度五四分三三秒一二〇四
一六二番二	七点	北緯三七度〇三分四二秒八二五三

同 市平鎌田内田		
七二番	八点	北緯三七度〇三分四二秒三五〇八
七二番	八点	東経一四〇度五四分三三秒八七八
七一番	九点	北緯三七度〇三分四二秒六五一七
七一番	九点	東経一四〇度五四分三七秒四一八二
六九番	十点	北緯三七度〇三分四二秒五一一三
六九番	十点	東経一四〇度五四分三七秒七七九〇
四四番	十一点	北緯三七度〇三分四二秒八一七三
四四番	十一点	東経一四〇度五四分三八秒四八二一
五七番	十二点	北緯三七度〇三分四二秒七五八六
五七番	十二点	東経一四〇度五四分三八秒七九六〇
五三番一	十三点	北緯三七度〇三分四二秒八三六三
五三番一	十三点	東経一四〇度五四分三九秒一一二二
同 市平鎌田石名坂		
一番一	十四点	北緯三七度〇三分四一秒〇〇七四
一番一	十四点	東経一四〇度五四分三八秒二五九一
三番一	十五点	北緯三七度〇三分四〇秒四七〇二
三番一	十五点	東経一四〇度五四分三六秒五八五八
一六番二	十六点	北緯三七度〇三分四〇秒五六七四
一六番二	十六点	東経一四〇度五四分三五秒四六一八
一一七番一	十七点	北緯三七度〇三分四一秒三三三九
一一七番一	十七点	東経一四〇度五四分三四秒三〇七八
一一五番一	十八点	北緯三七度〇三分四二秒五〇七七
一一五番一	十八点	東経一四〇度五四分三二秒七九四八
一一四番一	十九点	北緯三七度〇三分四二秒六八八九
一一四番一	十九点	東経一四〇度五四分三一秒九三〇一
一一三番	二十点	北緯三七度〇三分四二秒五二八七
一一三番	二十点	東経一四〇度五四分三〇秒八五一六
一一七番	二十一点	北緯三七度〇三分四二秒〇六〇〇
一一七番	二十一点	東経一四〇度五四分二九秒八九七三

(秒 防 課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷